

お知らせ

INFORMATION

芽室町役場
☎62-2611

**25日は
18時まで**

納付書をお忘れなく！

毎月25日は
町の出納業務を
午後6時まで
延長しています。
各種使用料や
税金などの納入に
お気軽にご利用ください。

お問い合わせ先
出納室出納係(内線101・102)

固定資産課税台帳・固定資産税路線価図などの 公開が始まります。

〔固定資産課税台帳〕

地方税法改正により、従来の縦覧制度が変更され、縦覧と閲覧の2つの制度が設けられました。

縦覧は、新たに縦覧台帳が整備され、期間中は町内に固定資産を所有する方のみが自己所有以外の土地・家屋の内容についても縦覧可能となります(ただし、所有者名などは伏せられます)。

閲覧は、固定資産課税台帳が本人などに開示されます。

縦覧について

期 間 4月1日(火)～6月30日(月)

縦覧対象帳簿 土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿

対象者 芽室町内に土地・家屋を所有する固定資産税の納税義務者本人
必要なもの 印鑑、身分証明書(免許証など)

閲覧について

期 間 4月1日(火)～通年

閲覧対象帳簿 土地・家屋・償却資産課税台帳兼名寄帳

対象者

納税義務者本人または委任状を持参した方もしくは土地・家屋に賃借権その他の使用または収益を目的とする権利を有する方など

必要なもの 印鑑、身分証明書(免許証など)

閲覧手数料 無料(複写1枚につき10円)

〔固定資産税路線価図〕

期 間 4月1日(火)～通年

公開対象範囲

芽室町市街化区域(大成地区は除く)および上美生市街地区

対象者 どなたでも閲覧できます。

縦覧・閲覧・公開場所 役場第一庁舎1階税務課(カウンター番号)

縦覧・閲覧・公開時間 8時45分～17時15分(土・日・祝祭日を除く)

お問い合わせ先 総務部税務課資産税係(内線134)

自動交付機の利用時間が 変わります。

2003.
4/1～

4月1日(火)から経費節減のため、住民票・印鑑登録証明書の自動交付機利用時間が変わります。

自動交付機の利用にあたっては、専用のカードが必要となります。手続きの済んでいない方は、住民年金係の窓口へ申し出てください。

区 分	現 在	変 更 後
平 日	8時45分～20時00分	8時45分～ 19時15分
土・日・祝祭日	8時45分～17時15分	9時00分～13時00分

お問い合わせ先 住民福祉部住民生活課住民年金係(内線114・115)

その悩み迷わず相談。

産業医無料相談

あなたの会社または個人的なことでお困りのことはありませんか？

地域産業保健センター事業は、産業医の専任義務のない労働者数50人未満の小規模事業所に働く労働者に対する産業保健サービスを充実させることを目的とし、帯広市医師会が厚生労働省から委託を受けて、十勝医師会の協力のもとに実施する事業です。

1. 従業員の健康管理・ストレス
2. 有機溶剤・粉じん・鉛中毒・騒音・振動などの対策
3. 腰痛対策
4. キーパンチャー・ワープロ・パソコン従事者の健康管理
5. 個人の健康と生活、人間関係など

上表のほか、労働衛生に関する相談に専門の医師（産業医）が直接お答えします。

労働や作業環境の改善指導、あるいは疾病者と労働条件などについての指導と助言を産業医が事業所を訪問して行う制度もありますのでご利用下さい。

相談ご希望の方は、事前に電話でお申し込みください。

センターご利用が不可能な方は、お近くの産業医のいる病院をご利用願います。

日時 祝祭日を除く月曜日から金曜日（年末年始・5月連休・お盆などは休業）

原則として13時30分から15時まで（時間帯についてはご相談に応じます）

場所 帯広市東3条南11丁目2 帯広市医師会館1階

連絡先 帯広地域産業保健センター健康相談窓口（TEL26-9000）

対象者 小規模事業所の事業主および従業員の皆様

お問い合わせ先 経済部商工観光課商業振興係（内線144）



農業委員会だより

5月の
各種申請は
4月10日
まで

『あなたも 認定農業者になろう！』

— 頑張る農業者を応援します —

認定農業者制度の仕組みについて

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度で、芽室町では475人（2月末現在）の農業者が認定されています。認定農業者に対しては、スーパーL資金などの長期低利融資制度、農地流動化対策（あっせん順位の優先など）、担い手を支援するための基盤整備事業などの各種施策を重点的に支援するものです。

認定の申請について

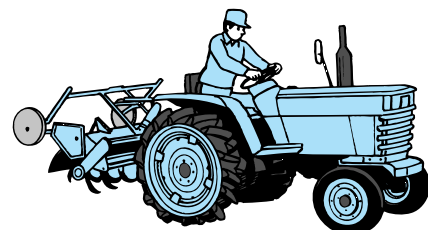
認定を受けようとする方は、将来を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくか、それをどのような方法で実現されていくかをみすえて経営改善計画を作り、農林課農林企画係（内線413・414）に提出してください。

経営改善計画書に記載する主な内容について

- ・経営規模、作付内容
- ・生産方式をどのように合理化するか（新技術、機械の導入による省力化など）
- ・経営管理をどう高度化するか（複式簿記の記帳など）
- ・就業条件をどう改善するか（休日制、給料制の導入など）

経営改善計画の有効期間について

経営改善計画の有効期間は5年間とされていますので、計画期間終了を迎えようとする方は、計画の達成状況の点検と併せて新たな目標に向けた計画を作成し、再度認定を受けることができます。



農地に関する相談はお近くの農業委員まで。

お問い合わせ先 農業委員会事務局（内線401・402）

お知らせ

INFORMATION

ご家庭のパソコンで町の申請書をダウンロード(注1)



芽室町役場
☎62-2611

各種申請様式ダウンロードサービス3月12日スタート

これまで、町に対する各種申請（証明書交付や許可申請など）は、来庁のうえ所定の様式に必要な事項を記入していただきましたが、申請書受け取りのために来庁する手間や、来庁後に申請書を記入する時間を省略するために、各種申請様式のダウンロードサービスを開始しました（3月12日スタート）。

提供できる様式は住民票・戸籍・印鑑証明書の交付申請、税等各種証明書の交付申請など159種類（3月12日現在）ですが、徐々にサービスの拡大を図る予定です。

お気軽にインターネットの「(注2)芽室町ホームページ（<http://www.memuro.net>）」からご家庭のパソコンやプリンターを使って、申請書の様式を印刷し記入のうえご来庁ください。

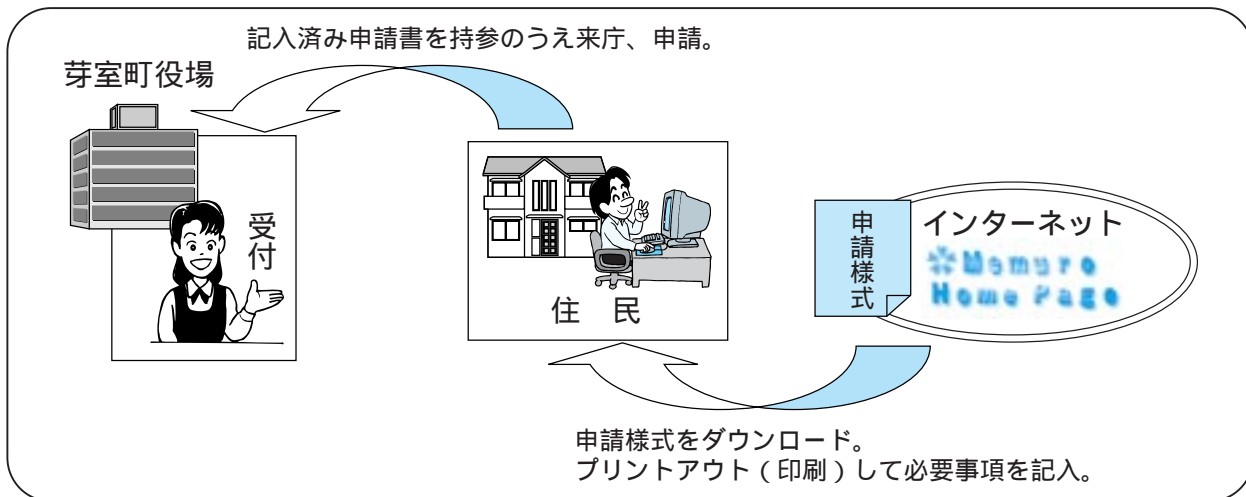
また、このサービスはインターネットでの電子申請には対応していませんので、ご了承ください。

なお、利用方法の詳細については、ホームページをご覧ください。

(注1)ダウンロード：インターネットで公開されているデータを自分のパソコンに転送すること。

(注2)申請書ダウンロードサービスは芽室町ホームページの『申請書ダウンロードサービス』メニューからご利用ください。

お問い合わせ先 総務部企画調整課情報対策係（内線224）Eメールアドレス jyohou@memuro.net



町民交通傷害保険加入申込受付中

町民交通傷害保険に加入して家族で交通事故に備えましょう。町民ならどなたでも加入できます。

- 保険料 1人1口480円（1年分）で2口まで加入できます。中途申込みは月割40円です。
- 支払対象 日本国内での自動車・電車・バイク・自転車などの事故（飛行機・船舶は除く）
- 保険金 死亡のとき100万円・けがも治療期間に応じて支払われます。
- お申し込み・お問い合わせ先 住民福祉部住民生活課交通防犯係（内線117）



指定ごみ袋販売店一覧

(平成15年2月25日現在 五十音順)

販売店名	住所	TEL
------	----	-----

【スーパーマーケット】

Aコープめむろ店	東1条3丁目	62-4307
サンタウンめむろ市場	西1条5丁目	62-2002
ダイイチめむろ店	東6条9丁目	61-2178
フクハラ芽室店	本通1丁目	61-2980

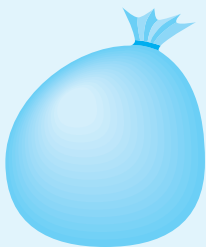
【コンビニエンスストア】

セイコーマートしなだ	本通4丁目	62-2004
セブンイレブン芽室西5条店	西5条9丁目	62-6778
セブンイレブン芽室東4条2丁目店	東4条2丁目	62-5381
セブンイレブン芽室南町店	本通南6丁目	62-7718
ローソン芽室東6条店	東6条1丁目	62-5645

【商店】

田舎のお店屋さん	美生3線37	65-2325
岩田ライオン堂	本通2丁目	62-2825
小笠原商店	北伏古南10線9	62-2173
くすりのみやた	東1条2丁目	62-2766
黒田商店	東1条3丁目	62-2305
五条センター	東5条5丁目	62-3119
JAめむろ上美生店	上美生4線36	66-2014
JAめむろ川北店	祥栄西14線1	62-4123
JAめむろ北伏古店	北伏古南9線9	62-4963
JAめむろ坂の上店	坂の上10線74	65-2624
タグチデンキ	東7条2丁目	62-4036
服部商店	本通4丁目	62-2103
福沢商店	西7条6丁目	62-3899
古出商店	西3条7丁目	62-2806
三浦商店	東1条2丁目	62-2136
武藤博夫商店	東1条3丁目	62-2230
やない	本通4丁目	62-2509

今年4月1日から始まるごみの有料化に伴い、
収入証紙(指定ごみ袋)を取り扱う販売店をお知らせします。
なお、収入証紙(指定ごみ袋)の販売は3月20日(木)からの予定です。
詳しくは、「ごみの分別の手引き」(すまいる3月号に同封)をご覧ください。



お問い合わせ先：
住民福祉部住民生活課生活環境係
(内線113・118)

お知らせ

INFORMATION

芽室町役場

☎62-2611

あなたは大丈夫？

4月1日からごみの収集が有料になります。

ごみ説明会開催

また、十勝リサイクルプラザがオープンし、資源ごみのリサイクルが本格的に始まります。このたび、すまいる3月号に併せて「ごみの分別の手引き」を配布しましたが、4月からは今までとはごみの出し方が変わりますので、まだわからない点がある方、ごみの説明を一度も聞いたことがない方は、この機会にぜひお集まりください。

日時 3月23日(日)・24日(月)10時～11時30分

3月24日(月)19時～20時30分(計3回開催)

場所 めむろ一ど2階セミナーホール

なお、各町内会などで説明を希望される場合は、随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

西芽室ごみ処分場が閉鎖されます。



3月31日をもって西芽室ごみ処分場を閉鎖します。

4月1日以降は受け入れを行いませんので、ご理解とご協力をお願いします。

また、4月1日以降にごみを投棄された場合は不法投棄扱いになり、警察に通報され罰せられますのでご注意ください。

なお、4月1日以降の自己搬入ごみの搬入先は、くりりんセンター(帯広市西24条北4丁目1番地TEL37-3550)になります。その際は役場住民生活課にある「一般廃棄物区分申告書」を持参することにより、無料でごみを受け入れてもらえます(家庭系ごみに限る)。「一般廃棄物区分申告書」を持参しない場合でも、受け入れてもらえますが、事業系ごみの扱いとなり、10キロあたり120円の料金がかかりますのでご注意ください。

お問い合わせ先 住民福祉部住民生活課生活環境係(内線113・118)

こうなります!

鉄南児童館

南地区コミュニティセンターの完成に伴い、4月から鉄南地区児童館は「てつなん学童保育所」に生まれ変わります。これは、芽室小学校の児童を対象としている「ひばり学童保育所」が移転して、名称を変えてスタートするものです。場所が今までより芽室小学校から近いので、児童も保護者も便利になることが期待されます。てつなん学童保育所の電話は62-2366です。

お問い合わせ先
住民福祉部住民生活課社会係(内線107)

てつなん学童保育所

見学会開催

平成14年度の主要事業として健康プラザの東側で建設を進めてきた「南地区コミュニティセンター」が完成しました。

4月1日からの使用開始の前に新しい施設の見学会を行います。参加の申込みは取りませんが、お気軽にご覧ください。現地集合です。

日時 3月24日(月)10時～11時

場所 南地区コミュニティセンター
(西2条南6丁目)

お問い合わせ先
住民福祉部住民生活課社会係(内線107)

南地区コミュニティセンター

野犬掃討

「芽室町畜犬取締り及び野犬掃討条例」に基づき、次のとおり野犬掃討を実施します。

実施期間 4月1日～9月30日

実施区域 芽室町全域（鳥獣保護区を除く）

実施方法 檻、麻酔銃など

留意事項

畜犬飼育者は、管理する畜犬を常に係留しておいてください。掃討期間において、係留されていない犬は、すべて野犬とみなし、掃討します。また、道条例の施行により、飼い犬、飼い猫などの糞（ふん）などを適正に処理せず、措置命令に従わなかった場合は20万円以下の罰金に処されます。

役場には、犬の散歩中の糞（ふん）処理および放し飼いについて、たくさんの苦情が寄せられています。モラルに欠けた飼い主に対して、今後は氏名の公表など厳しく対処しますので皆さんのご協力をお願いします。

お問い合わせ先

住民福祉部住民生活課生活環境係

（内線113・118）

農薬取締法の改正について

昨年、無登録農薬が全国的に流通し、使用されている実態が明らかとなり、国民の「食」に対する信頼を損なう大きな問題となりました。

このため、昨年12月に農薬取締法が改正され、平成15年3月10日からこの改正法が施行されました。

主な改正点は、無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止（販売は従来から禁止）農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止、罰則の強化などであり、農薬を使用するすべての国民に関係する内容です。

家庭菜園、花壇や芝の手入れをする方であっても、農林水産省の登録番号のある安全性の確認された農薬のラベルをよく読んで使うことが必要です。違反をした場合は、3年以下の懲役や100万円以下の罰金などの重い罰則がありますので、農薬を使用する際は、対象作物などを購入販売店などに確認のうえ使用してください。

また、詳しい農薬情報は、農林水産省ホ - ムペ - ジの「農薬コ - ナ - 」をご覧ください（<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>）。

お問い合わせ先 経済部農林課農畜産係（内線415・416）

4月1日からこうなります。

平成15年度上美生診療所診療案内

	診 療 日		バ ス 運 行 案 内			
4月	11日	25日	2日	16日	30日	上美生発 午後0時45分
5月	9日	23日	14日	28日		
6月	13日	27日	4日	18日		
7月	11日	25日	2日	16日	30日	
8月	8日	22日	13日	27日		
9月	12日	26日	3日	17日		公立芽室病院着 午後1時13分
10月	10日	24日	1日	15日	29日	
11月	7日	21日	12日	26日		
12月	12日	26日	3日	17日		
1月	9日	23日	14日	28日		
2月	13日	27日	4日	18日		
3月	12日	26日	3日	17日	31日	

スクールバス運行時刻（上記バス運行日のみ）

- | | | |
|-------------|---------------|-----------|
| • 芽室駅発 | 上美生発 | 公立芽室病院入口着 |
| 午前7時17分 | 午前7時42分（折り返し） | 午前8時11分 |
| • 公立芽室病院入口発 | 芽室駅発 | 上美生着 |
| 午後3時50分 | 午後3時55分 | 午後4時23分 |

他の日の案内は、別のスクールバス運行計画表をご覧ください。

お問い合わせ先 公立芽室病院医事係（内線531 / 直通TEL62-2811）